

学 校 法 人 学 習 院 校 規

(昭和26年3月6日 文部大臣認可／昭和26年3月14日 登記済)

施行	昭和26年4月1日	
改正	昭和29年4月1日	昭和38年4月1日
	昭和39年4月1日	昭和40年4月1日
	昭和44年4月1日	昭和47年6月6日
	昭和51年10月29日	昭和52年12月27日
	昭和53年3月24日	昭和54年3月30日
	平成3年4月1日	平成10年4月1日
	平成13年5月29日	平成15年11月27日
	平成17年6月22日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成20年4月16日	平成21年4月1日
	平成25年4月1日	平成28年2月25日
	平成28年4月1日	令和2年4月1日
	令和4年3月4日	令和7年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人学習院と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区目白一丁目5番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学習院学則の定めるところにより、幼児の保育から大学教育にわたって、一貫した教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条の規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

一 学習院大学

大学院

法学研究科、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、人文科学研究科、自然科学研究科

専門職大学院

法務研究科（専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院）

学部

法学部

法学科、政治学科

経済学部

経済学科、経営学科

文学部

哲学科、史学科、日本語日本文学科、英語英米文化学科、ドイツ語圏文化学科、フランス語圏文化学科、心理学科、教育学科

理学部

物理学科、化学科、数学科、生命科学科

国際社会科学部 国際社会科学科

二 学習院女子大学

大学院

国際文化交流研究科

学部

国際文化交流学部 日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科

三 学習院高等科 (全日制課程) 普通科 (学校教育法による高等学校)

四 学習院女子高等科 (全日制課程) 普通科 (学校教育法による高等学校)

五 学習院中等科 (学校教育法による中学校)

六 学習院女子中等科 (学校教育法による中学校)

七 学習院初等科 (学校教育法による小学校)

八 学習院幼稚園 (学校教育法による幼稚園)

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- 一 理事 6名以上20名以内
 - 二 監事 2名以上5名以内
- 2 この法人に、評議員21名以上49名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(学習院長)

第6条 学習院長(以下「院長」という。)は、私立学校法(以下「法」という。)の規定による理事長であり、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 院長は、理事会が理事のうちから学習院長選定規程に定められたところにより選定する。院長の選定において、理事会は評議員会の意向を尊重するものとする。
- 3 前項の学習院長選定規程は、評議員総数の3分の2以上の決議によって定められなければならない。その改正についても同様とする。
- 4 院長の解職は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、理事会の決議により行う。

(理事選任機関)

第6条の2 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、院長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、院長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

(理事の選任)

第7条 この法人の設置する学校長のうちから選任される理事は、4名以内とし、別に定める学習院理事選任規程により、評議員会において選任する。

- 2 この法人の設置する学校(昭和22年3月31日以前の学習院及び女子学習院を含む。)を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任される理事は、4名以内とし、別に定める学習院理事選任規程により、評議員会において選任する。
- 3 この法人の設置する学校の在学生の父母保証人のうちから選任される理事は、4名以内とし、別に定める学習院理事選任規程により、評議員会において選任する。
- 4 学識経験者及びこの法人の関係者のうちから選任される理事は、8名以内とし、別に定める学習院理事選任規程により、評議員会において選任する。

(理事の資格及び構成)

第7条の2 理事の選任に当たっては、法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第7条の3 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の途中で退任し又は解任された理事に代って選任された別の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事の再任については、別に定める学習院理事・監事・評議員の再任に関する内規に従うものとする。

(理事の解任及び退任)

第7条の4 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの校規に著しく違反したとき。
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 四 理事としてふさわしくない非行があったとき。
 - 五 第7条第1項又は第3項の規定により選任された理事が、学校長又は父母保証人の地位を失ったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの校規に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任

を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第7条の5 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第7条の6 理事は、理事会を構成し、法令及びこの校規で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事(院長を除く。)のうち1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

3 院長に事故があるときは、代表業務執行理事がその職務(院長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(専務理事)

第8条 理事(院長及び専務理事を除く。)のうち、1名を専務理事とすることができる。

2 専務理事は、院長の推薦に基づき、評議員会の意見を踏まえて、理事会の決議によって選定する。専務理事を解職するときは、評議員会の意見を踏まえて、理事会の決議による。

3 専務理事は、理事会の定めるところにより、院長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事をもって法第37条第4項の業務執行理事とする。

(常務理事)

第9条 理事(院長及び専務理事を除く。)のうち、3名以内を常務理事とする。

2 常務理事は、院長の推薦に基づき、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときは、理事会の決議による。

3 常務理事は、理事会の定めるところにより、院長(専務理事がおかれているときは、院長及び専務理事)を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事をもって法第37条第4項の業務執行理事とする。

(理事の代表権の制限)

第10条 院長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第11条 院長、代表業務執行理事、専務理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の権限と構成)

第12条 理事会は、この法人の業務を決定し、その運営に当たり、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(理事会の招集と運営)

第12条の2 理事会は、院長が招集する。

2 院長が欠けたとき又は院長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 院長以外の理事は、院長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 院長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会の議長は、院長とする。ただし、第2項及び前項並びに第17条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

8 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第13条 理事会の決議は、法令及びこの校規に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この校規の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 法第109条第1項第1号又は第3号に定める事由による解散
- 二 この法人の合併
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 基本財産の処分、運用財産中の不動産の処分、不動産の買受け
- 五 借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附金の募集に関する事項
- 七 残余財産の帰属者の決定

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
（議事録）

第14条 議長は、法令で定めるところにより、理事会の開催日時、場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）、出席した理事及び監事の氏名等のほか、議事の経過の要領及びその結果等について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印（電磁的記録により作成される議事録にあつては電子署名。）して、これを事務所に備えて置かななければならない。

（業務の決定の委任）

第15条 法令及びこの校規の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第5章 監事

（監事の選任と資格）

第16条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事の選任に当たっては、法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第16条の2 第7条の3の規定は、監事に準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは、「監事」に読み替えるものとする。

（監事の解任及び退任）

第16条の3 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があつたとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの校規に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第16条の4 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を

評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第16条の5 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは校規に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは校規の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、院長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの校規により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第17条の2 監事のうち1名を常勤監事とし、評議員会の決議によって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第17条の3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの校規に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第17条の4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは校規に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

(評議員会の構成)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

(評議員会の職務等)

第19条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
 - 二 多額の借財（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
 - 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 六 寄附金の募集に関する事項
 - 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- 一 第30条の6の規定による役員の損害賠償責任の免除
 - 二 法第109条第1項第1号又は第3号に掲げる事由による解散
 - 三 合併
 - 四 第43条の規定による残余財産の帰属者の決定
 - 五 校規の変更

（理事の行為の差止めの求め）

第20条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの校規に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第17条の4の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第20条の2 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、院長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（評議員会の開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に開催するほか、毎年3月に開催するとともに、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき院長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、院長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、院長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員及び監事に対して、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第22条の2 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第22条の3 第17条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第22条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第22条の4 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第22条の5 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(評議員会の決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第24条 第14条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(役員の出席等)

第24条の2 院長、代表業務執行理事、専務理事、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 院長、代表業務執行理事、専務理事、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

一 この法人の設置する学校の教員及び職員のうちから選任される者6名以上14名以内

二 この法人の設置する学校（昭和22年3月31日以前の学習院及び女子学習院を含む。第4号において同様とする。）を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから選任される者6名以上14名以内

三 この法人の設置する学校の在学生の父母保証人のうちから選任される者6名以上14名以内

四 この法人及びこの法人の設置する学校に顕著な功労があり又はこの法人の事業に対する協力を求めることが適当と認められる者のうちから選任されるもの3名以上7名以内

2 前条第1号又は第3号の規定による評議員は、教員若しくは職員又は父母保証人の地位を失ったときは、その職を失うものとする。

3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

4 評議員は、評議員会が別に定める学習院評議員選任規程により選任される。

(評議員の資格)

第26条 評議員の選任に当たっては、法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第27条 第7条の3の規定は、評議員に準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは、「評議員」に読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
 - 四 学習院評議員選任規程に定める要件を欠いたとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(理事会及び評議員会の協議)

第28条の2 法令又はこの校規の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、院長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第28条の3 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第28条の4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第28条の5 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第28条の6 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。
- 5 院長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第28条の7 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第28条の8 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第8章 顧問及び賛助員

(顧問)

第29条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、院長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し院長に意見を述べることができる。

(賛助員及び賛助員会)

第30条 この法人に、賛助員を置く。

- 2 賛助員は、この法人に対し一定価額以上の財産を寄附した者のうちから院長が委嘱する。
- 3 賛助員は、賛助員会を組織する。
- 4 賛助員会は、院長が招集し、その議長は、そのつど出席賛助員の互選で決める。
- 5 賛助員会は、この法人の運営に関し院長に意見を述べるすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第30条の2 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条の3 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前、院長が編成し、理事会の決議を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、院長が編成し、理事会の決議を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第30条の4 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員、評議員又は会計監査人のこの法人に対する損害賠償責任)

第30条の5 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第30条の6 前条第2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上の決議によって免除することができる。

- 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において法第92条第2項各号に掲げる事項を開示しなければならない。

- 3 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

- 4 第1項の決議があった場合において、本院が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第30条の7 理事（院長、代表業務執行理事、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事、教員又は職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとし、全ての収入支出及び資産は、法令の定めるところに従って、明確に計画及び整理し、その効率的な使用並びに保全につとめるものとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産に分け、財産目録にその区分を明示する。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第33条 基本財産は処分してはならない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に信託若しくは預貯金として院長が保管する。

(経費の支弁)

第34条の2 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、院長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 院長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に前条第1項各号の書類及び役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第46条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告書、会計監査報告書、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びにこの校規を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

第39条 削除

第40条 削除

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
 - 三 合併
 - 四 破産手続開始の決定
 - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会及び評議員会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第12章 校規の変更

(校規の変更)

第45条 この校規を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 校規若しくは校規変更の認可を受けたとき、又は校規変更の届出をしたとき 校規の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告書、会計監査報告書、財産目録、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの内容

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第48条 この校規の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この校規は、昭和51年10月29日より施行する。

附 則

この校規は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則

この校規は、昭和53年3月24日から施行する。

附 則

この校規は、昭和54年3月30日から施行する。

附 則

- 1 平成2年12月21日文部大臣認可のこの校規は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 大学文学部国文学科は、改正後の校規第4条第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、そのものについて存続するものとする。

附 則

平成9年12月19日文部大臣認可のこの校規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（平成13年5月29日）から施行する。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月22日）から施行する。

附 則

この校規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この校規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 大学文学部ドイツ文学科及び大学文学部フランス文学科は、改正後の校規第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者が当該学科に在学しなくなるまでの間、そのものについて存続するものとする。

附 則

- 1 この校規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 大学文学部英米文学科は、改正後の校規第4条第1号の規定に関わらず、平成20年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、そのものについて存続するものとする。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（平成20年4月16日）から施行する。

附 則

この校規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成24年11月8日文部科学大臣認可のこの校規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（平成28年2月25日）から施行する。

附 則

平成27年8月31日文部科学大臣認可のこの校規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの校規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この校規は、文部科学大臣の認可の日（令和4年3月4日）から施行する。

附 則

- 1 令和6年10月28日文部科学大臣認可のこの校規は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この校規の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この校規の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この校規の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。
- 4 この校規の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。